

【 文化環境部 】（現 環境部）

| | |
|---|--|
| <p>件 名</p> | <p>産業廃棄物収集運搬業の変更届等に係る京都府の対応について</p> |
| <p>申立概要 【受理 26.4.14】</p> | <p>行政書士として担当している、産業廃棄物収集運搬業の変更届に係る京都府（以下「府」という。）の事務処理について、これまでから再三改善を求めたにも関わらず、今回も同じような不利益な取扱いを受けたので、以下の点について調査願いたい。</p> <p>①事務処理の遅延について 府に産業廃棄物収集運搬業の変更届を提出したところ、同時に申請した近畿の他府県では数日で処理が終わったが、府からは15日後に補正の指示があった。</p> <p>②職員の対応について 今回の届出に関し、府から遅延理由書の提出を求められたが、府の「手引」に記載がなかったため一時提出を拒んだところ、担当課長から「早急に補正の解消を行わない場合は、直接申請者に対し行政処分の執行を行う。」との高圧的な発言があった。</p> <p>③事務改善の状況について 平成23年度の「知事へのさわやか提案」で、許可の更新時の申請書類で内容に変更がない添付書類については省略の提案をしたが、実現されていない。</p> |
| <p>確認事項</p> | <p>①事務処理の遅延について 府における変更届の事務処理については、受付後、内容審査の結果、問題がなければ通常1～2週間で事務処理が完了しているが、補正対応の進行管理の更なる改善に努めるなど、一層の迅速化に向けた努力が必要であると認められる。</p> <p>②職員の対応について 変更届は、事実発生から10日以内に提出しなければならないが、約1年4箇月が経過しているという違法状態にあったため、内部事務処理要領に基づき、遅延理由書の提出を求めたこと、また、担当課長の発言については、「遅延理由書の提出がない場合には、申請者に直接話を聞いて、違法性の検証や行政指導を行う。」旨の発言をしたものであることを確認。</p> <p>③事務改善の状況について 添付書類の必要性については、今後とも申請者の利便性の向上の観点から、引き続き検討していく必要があると認められる。</p> |
| <p>結 果 （意見・要望） 【通知.26.5.22】</p> | <p>○ 監査委員から所管部局（文化環境部）に対して、申立てを踏まえ、事務処理の進め方や添付書類の取扱い等について、申請者の利便性向上の視点に立った事務改善に引き続き努めるよう要望。</p> |